

令和7年4月一部改正

環境マネジメントシステム  
「エコマネジメント長野」  
ガイドライン

平成24年4月

長野県

## 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに .....                      | 1  |
| <b>計画の策定 (Plan)</b>             |    |
| 1. 取組の対象組織・活動の明確化 .....         | 3  |
| 2. 環境方針の策定 .....                | 6  |
| 3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価 ..... | 7  |
| 4. 環境関連法規等の遵守 .....             | 9  |
| 5. 環境目標及び環境活動計画の策定 .....        | 9  |
| <b>計画の実施 (Do)</b>               |    |
| 6. 実施体制の構築 .....                | 11 |
| 7. 教育・訓練の実施 .....               | 12 |
| 8. 環境コミュニケーションの実施 .....         | 13 |
| 9. 実施及び運用 .....                 | 14 |
| 10. 環境上の緊急事態への準備及び対応 .....      | 15 |
| 11. 環境関連文書等の作成・管理 .....         | 16 |
| <b>取組状況の確認及び評価 (Check)</b>      |    |
| 12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防 .....   | 17 |
| <b>全体の評価と見直し (Action)</b>       |    |
| 13. 取組の総括、全体の評価・見直し .....       | 19 |

## はじめに

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしを提供しましたが、一方で、自然環境に多大な負荷を与えたために、社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきています。

例えば、大気中の二酸化炭素濃度は、工業化以前と比較すると2020年には約49%も増加しています。この増加率は過去2万年間で前例のないものであり、過去42万年間を通じて最高の濃度であるとされています。

また日本は、この社会を維持するために、日本全体で平均すると1人1日当たり約33.6kgもの資源を利用し（年間約12.3t）、約9.58kgの廃棄物等を排出しています（年間約3.5t）<sup>1</sup>。

私たちは、このようなエネルギーや資源を多量に消費して大量の二酸化炭素を排出し、大量生産・大量消費・大量廃棄を続ける経済社会システムを、地球生態系と共生して、持続可能な経済社会へと変革していかなければなりません。

そのため、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大、脱炭素型ライフスタイルへの転換、産業イノベーションの創出、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進等により、化石燃料に依存する社会構造の変革を積極的に促し、2050ゼロカーボンの実現を目指すとともに、社会、経済の持続的な発展と暮らしの質の向上を図り、美しく豊かな自然環境の確実な継承を目指します。

このような持続可能な社会の構築に向けては、事業者・消費者・行政等、全ての主体が自主的、積極的な環境への取組を行っていく必要があります。

県は、地域において、持続可能な社会の構築の先導役、推進役、さらには調整役としての役割を担っていく「社会的な責任（Social Responsibility）」があるとともに、住民の付託に基づき、必要な施策を実施することにより、地域の環境を保全・創造し、持続可能な地域社会を構築していく責務があります。

このような観点から県は、第一に地域最大の事業所の一つとして、自ら環境配慮に率先して取り組むとともに、地域住民や事業者における環境配慮の取組の促進と相互のパートナーシップの構築のために、リーダーシップを発揮していくことが求められています。

したがって、まず地域の主要な事業者として、自らの事業活動に伴う環境への負荷を削減していくことが、必要不可欠な取組であると言えます。

第二に、県は、地域住民や事業者による環境配慮行動を促進するための基盤づくりに取り組むとともに、総合計画や環境基本計画に基づいて、総合的な環境保全・創造に向けた施策を積極的に推進していくことが求められています。

このような責務がある県において、地域の安心・安全を含めた環境の保全・創造に向けた取組を総合的に推進していくためのツールとして、環境マネジメントシステムを構築・運用・維持していくことは効果的です。

第三に、県は、厳しい財政状況のもとで行財政改革の一層の推進が求められています。同時に、情報の公開や説明責任の履行を図りながら、地域住民との協働を基本においた地域経営を展開していくことが時代の要請ともなっています。

こうしたことから、環境配慮の取組を事務事業自体の効率化につなげるとともに、環境活動レポート等を通じて積極的に情報発信をする等、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の運用により、取組の一層の推進を図ります。

---

<sup>1</sup> 2018 年度数値

(出典) 令和2年版及び令和3年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」

人口推計 (2018 年 10 月 1 日現在)


本ガイドラインでは、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」における要求事項（取組むべき事項）を定めています。

**ポイント 1：環境マネジメントシステムは 13 項目で構成しています**

環境マネジメントシステムは、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価・見直し（Action）の PDCA サイクルを基本とし、全体では 13 の項目から構成されています。

この PDCA サイクルを繰り返すことによって、システムを改善していくとともに、環境への取組の効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより環境への取組及び環境マネジメントシステムの「継続的な改善」を図っていきます。

**ポイント 2：項目毎に要求事項を規定しています**

各項目の中で  中の「〇〇する。」または「〇〇を行う。」と規定している事項は、環境マネジメントシステムの具体的な要求事項となっています。効果的な取組を進めるため、全ての要求事項を満たす環境マネジメントシステムを構築、運用、維持することが必要です。

**ポイント 3：より積極的な取組を進めるための推奨事項を記載しています**

推奨事項は、要求事項ではありませんが、可能であれば取組むことが望ましい内容を記載しています。

～計画の策定（Plan）～

環境負荷の削減、環境への取組の推進等をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「I. 計画の策定（Plan）」の段階です。計画が適切に策定されていなければ、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。まず取組の対象組織・活動を明確にし、現状における環境への負荷及び環境への取組を踏まえて、適切な環境目標、環境活動計画を策定することが必要です。

**1. 取組の対象組織・活動の明確化**

長野県は、全組織・全活動（事業活動及び施策・事業）を対象として環境マネジメントシステムに取組み、その構築、運用を図る。

取組にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。

## 【解説】

環境問題への対応のあり方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、環境への取組を行うことは好ましくありません。そのため環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」に取り組むにあたっては、全組織・全活動・全職員\*を対象として、全庁的に取組みます。

※全職員とは、対象組織で働く全ての者を意味し、臨時職員、常駐の委託業者等を含みます。

### <対象とする組織>

全ての県機関

(指定管理者制度を導入する施設、下水道処理施設については、準じた取組を行うよう要請)

取組にあたっては、全庁（現地機関等を含む全ての組織）を対象範囲とします。地球温暖化対策推進法において地方公共団体に策定を義務付けている「地球温暖化対策実行計画」の取組については、地方公共団体の事業活動に伴う全ての温室効果ガスを対象としていることから、計画の対象範囲は、全庁で取組むことが必要となります。

また、県が所有する施設等で、指定管理者に管理を委託している場合（指定管理者制度導入施設）は、対象範囲に含めることとし、準じた取組を要請します。（委託契約等に環境配慮の取組を盛り込むことも有効です。）

### <対象とする活動>

対象組織における活動については、県の全ての事務事業を取組の対象とします。環境との関わりで事務事業を捉えると、地域の環境の実状を踏まえ、中・長期的な視点に立った「地域の環境の保全・創造に向けた取組」と、「自らの環境負荷を低減させるための取組」の二つが考えられます。

### ○「地域の環境の保全・創造に向けた取組」

県は、地域環境の保全・創造に向けた各種の施策・事業を実施しています。

地域における温暖化対策や、一般廃棄物のリサイクル、適正処理、水、大気、土壌、生態系、生物多様性の保全等、総合計画や環境基本計画等で掲げている「地域の環境に関する目標・指標」の達成を目指す取組です。

また、現在の環境問題の解決に向けた取組、持続可能な社会の構築は、県だけで実現できるものではありません。地域の住民、事業者とともに考え、協働していく必要があることから、地域の住民や事業者への啓発や協働の推進は、環境ガバナンス（地域環境の自治）にも結びつく重要な取組です。

〔取組項目〕

具体的な取組として、以下の取組が考えられます。

- ①地域における温暖化対策
- ②循環型社会の構築に向けた廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
- ③水環境について、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、事業者による水質汚濁物質排出の抑制
- ④大気環境について、都市計画・道路交通網の整備
- ⑤自然環境について、生物多様性の保全、多自然型工法、ビオトープによる自然環境の復元、創造
- ⑥土壌汚染、騒音、振動、悪臭の防止、有害物質への対応等
- ⑦また、環境教育の推進、住民等との協働による美化活動、公園管理等、住民、事業者への啓発、協働による事業

その他に、福祉や税務等の部署では、事務事業としては環境保全に直接係るものは少ないものの、窓口等における地域住民や事業者への啓発は、大きな効果が期待されます。同様に、学校等における環境教育や、公共施設における環境活動も、地域へ働きかけるという視点で捉えると、住民等に対してより身近な環境配慮の啓発、推進に寄与する取組です。

こうした取組については、地域環境の状態（二酸化炭素の排出量、廃棄物の排出量、水質や大気の状態等）の測定値と併せて、環境白書で結果を公表していますが、環境マネジメントシステムでの取組は、実施している施策・事業とその成果（環境パフォーマンス）との関係の明確化に寄与します。

## ○地域の事業者としての「自らの環境負荷を低減させるための取組」

県は、地域の行政主体であるとともに地域を代表する最大の事業者の一つです。事業者として、環境影響を適切に捉え、自らの環境負荷の低減や、環境リスクの低減等の管理責任を果たしていくことが求められます。

〔取組項目〕

- ①オフィスにおける環境への取組、いわゆるエコオフィス活動と言われる紙、ごみ、電気の削減、グリーン購入等に関する基本的な取組
- ②庁舎や施設の適正管理
- ③公共事業の実施における環境配慮
- ④イベントの実施等における環境配慮等
- ⑤さらに、自らの業務について、事務事業の効率化、合理化の視点から見直し、本来業務に即した環境に配慮した取組も必要

こうした取組は、法令遵守との関係も深く、法律や自主的な取り決め、基準を明

確にして取り組んでいくことが必要です。

## 2. 環境方針の策定

代表者（知事）は、環境管理に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。  
環境方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 県の事業活動に見合ったものとする
- ・ 環境への取組の基本的方向を明示する

環境方針は、全ての職員等に周知する。  
また、全体の環境方針に基づき、部局別の環境方針を策定する。

### 【解説】

環境方針は、県が自主的、積極的に環境経営に取り組む、環境負荷の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境への取組の基本方針を示すものです。

「事業活動に見合ったものとする」「環境への取組の基本的方向を明示する」とは、県が環境への取組を進めるにあたって定めた、自らの事業活動、特に本来業務を踏まえた基本的な方針（重点的に取組むべき施策・分野）のことであり、取組の方向性のことです。

県においては、「地域の環境保全・創造に向けた取組」として、地域の温暖化対策や循環型社会の構築に向けた廃棄物の発生抑制等の施策・事業の推進があり、また、事業者として「自らの環境負荷を低減させる取組」、いわゆるエコオフィス活動と言われる「紙・ごみ・電気」等の削減だけでなく、庁舎管理や公共事業、イベント等における適切な運営・管理、環境負荷の削減、グリーン購入の積極的推進等を盛り込むことが必要です。

また、環境基本計画の基本方針及び目標等と整合させて、環境方針を策定することが必要です。

環境方針の策定にあたっては、代表者（知事）が、住民や職員に向けて、自らの言葉で、地域の環境への思いや考えについて、将来に向けて地域の環境をどのように保全・創造していくのか、地球環境問題にどのように対応していくのか等、具体的に表明することが必要です。

職員への周知については、職員がその内容を具体的に理解し、取り組むことができるよう、掲示、ホームページ掲載、研修の機会等を活用して行います。

### 3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を把握し、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。

環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、エネルギー使用量（電気、燃料）、廃棄物排出量、上水使用量、紙使用量は必ず把握する。

#### 【解説】

県における環境への負荷の把握や取組状況の把握及び評価については、「地域の環境の保全・創造に向けた取組」と「自らの環境負荷を低減させるための取組」という二つの面で捉えていく必要があります。

#### <環境への負荷の把握と重要性の判断>

「地域の環境の保全・創造に向けた取組」については、地域の環境状況を示す、二酸化炭素排出量、廃棄物の排出量、再生利用率、大気汚染及び水質汚濁に係わる指標等を把握します。

「自らの環境負荷を低減させるための取組」については、庁舎等の施設・設備の管理やオフィス活動における環境負荷及び公共事業等の活動における環境負荷等、自らの事業活動に伴う環境負荷について把握する必要があります。また、各所属の個々の業務についても、環境にどのような影響を与えているか把握します。

取組の実施においては、「環境への取組の自己チェック」を取組事例として参考に活用します。

各所属においては、個々の業務の特性を踏まえて、「業務のフロー（仕事の流れ）」から環境との関わりを考えます。具体的にどのような業務において、エネルギーや資源を多く消費しているか等について把握します。

把握した結果については、環境への影響の大きさや取組の優先順位等を判断（評価）し、環境に大きな影響を及ぼしている活動、施設、設備、物質等について、これらの環境負荷を低減するため環境目標の策定、取組へ繋げていきます。

なお、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。環境負荷量の把握にあたっては、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量等について、省エネ法又は地球温暖化対策実行計画において把握したデータを活用し、効率的にデータを把握します。

#### [各所属における業務と環境との関わりの例]

- ・ 地域住民への書類等の発送が多い→封筒、用紙等の資源の消費
- ・ パンフレット及び報告書等の作成が多い→印刷物による資源の消費
- ・ 会議資料等の作成、配布物が多い→コピー用紙等の資源の消費

- ・各戸への訪問、現地調査が多い→移動交通によるエネルギーの消費 等
- また、各所属においては、通常の業務に加えて、年度により特別な業務（計画の見直し、策定及び国の制度変更に伴う追加的業務等）があり、環境に大きな影響を与える場合があります。その様なこともその都度把握しておく、目標のより正確な進捗管理ができるようになります。

### <環境への取組状況の把握と重要性の判断>

取組状況の把握については、「地域の環境の保全・創造に向けた取組」と「自らの環境負荷を低減させるための取組」について、取組の重要性を判断し（取組のチェックリストを参考）、環境目標や環境活動計画の策定に反映させます。

「地域の環境の保全・創造に向けた取組」については、地域環境に関わる温暖化対策や廃棄物の発生抑制、リサイクル等、実施している各種施策・事業について、把握します。

「自らの環境負荷を低減させるための取組」については、庁舎等の施設・設備の管理やオフィス活動、公共事業の実施、イベントの実施等における、電力等のエネルギー使用量削減、節水、廃棄物の排出抑制、リサイクル等の取組について、把握します。

また、各所属の個々の業務については、「業務のフロー（仕事の流れ）」の分析により把握した環境負荷について、取組のチェックリストを参考に、環境への取組がどの程度行われているか、現状を把握します。

次に、取組状況を把握した結果をもとに、環境負荷を低減する効果、総合計画や環境基本計画の施策に基づく重要性の判断により、優先的に取組んだ方がよい取組を検討し、環境目標や環境活動計画の策定に反映させ実際の取組に繋がります。

県では、地球温暖化対策実行計画等に基づき、既に基本的な環境への取組を実施しています。チェックリストによる把握は、現状でどの程度取組が行われているかを判断するもので、チェックリストは取組の例示であり、これを実施・運用における進捗管理に用いるものではありません。取組のチェックリストは、把握結果及び取組実施による改善効果等を踏まえた環境活動計画の策定への活用や取組事例として参考に掲げる等、環境への取組を継続的に改善するために、実状に合わせて活用してください。

#### \*推奨事項\*

- ・二酸化炭素排出量、エネルギー使用量（電気、燃料）、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）以外の環境への負荷に関するデータを収集し把握する。
- ・環境影響の大きな活動等の特定にあたっては、使用量（排出量）の多寡、使用や発生の頻度、有害性等を考慮し、評価の基準を定める。

## 4. 環境関連法規等の遵守

事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその法的要求事項を整理し、遵守状況を確認する。

環境関連法規等は、常に最新のものとなるよう管理する。

### 【解説】

自らの組織に適用される環境関連法規及びその内容について、正しく理解し把握しておくことが必要です。また、環境関連法規は最低でも年に1回、例えば年度当初に見直しを行い、常に最新のものとする必要があります。

確認にあたっては、庁舎又は施設毎、あるいは法規に関連する部門毎に、該当する法規、遵守すべき項目を明確にして取りまとめる必要があります。環境関連法規については、環境汚染物質等の排出濃度の規制だけでなく、公害を発生させる設備の届出、地球温暖化防止や廃棄物の減量・リサイクルに関する計画の策定、責任者や有資格者の選任と届出を規定している場合があります。それらについて、何を遵守し、そのために具体的にどのような取組をする必要があるのかを明確にすることにより、遵守を確実なものとしします。

環境関連法規には、国や府省が定めた法令、省令、県が定めた条例、規則、その他の環境関連要求事項としては、地域の協定等があります。

どのような法規が該当するかについては、国、県のホームページ等で情報収集したり、各法令の所管部署に問い合わせたりします。

### \*推奨事項\*

- ・規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する。

## 5. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化し、エネルギー使用量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、紙使用量削減、施策・事業における環境配慮の取組等について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。

環境目標と環境活動計画は、関係する職員等に周知する。

## 【解説】

環境目標は、「何を、どこまで、いつまでに行うか」を、環境活動計画は、環境目標達成のために「どのような手段で、いつまでに、誰が責任をもって行うか」を策定します。

策定にあたっては、環境への負荷及び環境への取組状況を踏まえるとともに、環境目標は、環境方針で明示した環境への取組の基本方針と整合させます。

環境活動計画については、環境への取組状況及びチェックリストに例示された取組内容を踏まえて、単年度の環境目標に対応した具体的な取組の内容（達成手段）やスケジュールなどを決めます。

「地域の環境の保全・創造に向けた取組」については、環境関連施策や環境配慮が想定される施策の実施部署が、また「自らの環境負荷を低減させるための取組」については、施設毎に、環境目標及び環境活動計画を策定します。

「地域の環境の保全・創造に向けた取組」では、総合計画や環境基本計画、地球温暖化対策実行計画等の各種計画とも整合させた環境目標、環境活動計画を策定します。その際に、計画に位置付けられた環境目標、施策・事業の全てをEMSで管理する必要はありません。環境への負荷及び取組状況等を踏まえ、重点的に管理するものを検討し、環境目標、環境活動計画を設定します。

環境目標の策定にあたっては、可能な限り数値化された目標・指標（成果指標や活動指標等）を設定し、目標としての数値化が難しい場合は、水準値、期待値等を取組の目安として設定します。また、施策・事業における、実施計画書、予算書等を環境活動計画として位置付け、スケジュールによる実施状況の進捗管理等を行うこともできます。

住民等への環境への啓発は、多くの部署で日常業務の中で実施する機会があり、計画に位置づけられた取組だけに限らず、幅広い目線で取組を実施していきます。

「自らの環境負荷を低減させるための取組」では、環境への負荷等を踏まえて、庁舎等の施設・設備の管理及びオフィス活動について、県機関全体の中長期の目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、施設毎において策定が可能な項目（各種エネルギー使用量、紙使用量等）について、具体的な環境目標を策定します。

環境目標と環境活動計画は、毎年度見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、適切な時期に見直します。また、実行計画等に位置付けられた環境目標については、計画の見直しの時期に合わせて環境目標を見直す等、効率的な管理を行います。

なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。またテナント入居等で電気使用料や水道使用料が共益費等に含まれていて使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境目標の策定は行わず、定性的な環境目標を策定するか、あるいは環境配慮の取組を手順化し、その取組状況を定期的に確認する等監視・測定を適切に、工夫して行い

ます。

環境目標と環境活動計画は、関係する職員等に周知します。

**\*推奨事項\***

- ・総合計画、環境基本計画等において、「環境マネジメントシステムの取組の推進」、又は「環境配慮の推進」を取組事項として位置付け、継続的に推進する。
- ・地域の事業者に対して環境マネジメントシステム（エコアクション2.1やISO14001）の普及・促進を図り、地域全体での取組を推進する目標を設定する。
- ・環境活動計画について、単年度のみならず、中長期の環境目標と対応した中長期の環境活動計画を策定する。

## ～計画の実施（Do）～

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「Ⅱ. 計画の実施（Do）」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを定めることも含まれます。

## 6. 実施体制の構築

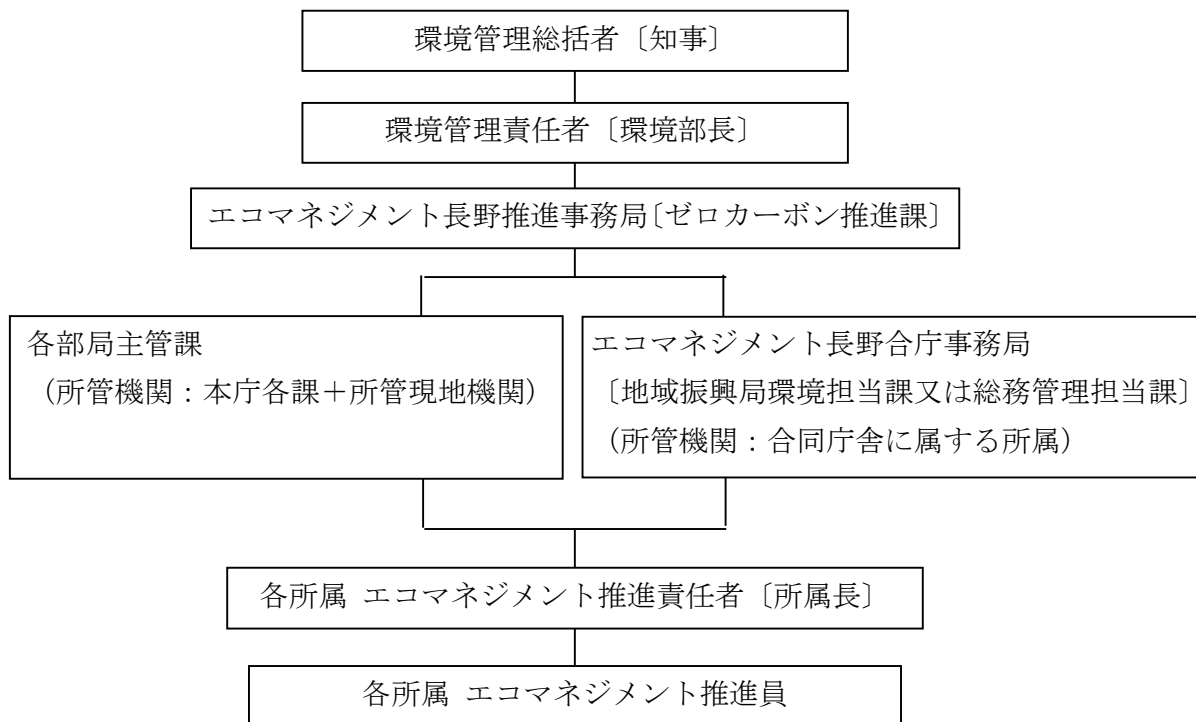
環境マネジメントシステムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために、効果的な実施体制を構築する。

実施体制においては、各自の役割、責任を明確にし、全職員に周知する。

### 【解説】

環境マネジメントシステムを構築し、効果的な運用を図るためには、代表者（知事）をトップとする全員参加の実施体制を整備することが必要です。代表者や各部署の責任者、実行責任者または担当者等の役割、責任を明確にするとともに、組織の一人ひとりが、環境マネジメントシステムの中で自らがどのような役割を担っているのかを理解することが必要です。そのために、構築した実施体制を全職員等に周知します。

## ○組織体制



## 7. 教育・訓練の実施

環境マネジメントシステムの取組を適切、効果的に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

### 【解説】

教育・訓練は、全職員を対象としたものと、特定の業務に従事する者を対象としたものがあります。特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境関連法規に関わる業務や、事業活動の中で特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者のことで、業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。

全職員は、環境への取組を適切に実施するために、環境方針を理解するとともに、計画した環境目標や環境活動計画等における自らの役割や、実施しなければならない取組について、十分に認識することが必要です。特に管理職においては、責任者としての役割等を認識することが必要です。併せて、環境問題の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境への取組をしなければならないかを自覚することが重要です。

また、特定の業務に従事する者については、環境関連法規が定める必要な資格等を有すると共に、実際の現場において適切な訓練を行う必要があります。

そのために一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割に応じた教育・訓練を適切に実施することが必要です。

教育・訓練は研修の場以外でも、庁内のコミュニケーションの場として、既存の会議（部課長会、各種会議等）を活用するとよいでしょう。

教育・訓練の内容としては、次のようなものが挙げられます。

## ○認識・自覚等を高めるもの

〔全職員〕

- ・ 環境問題の現状や環境マネジメントシステムにおける環境への取組の意義、重要性
- ・ 組織共通の環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・ 担当する業務に関連した環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・ 自らの役割及び責任

〔管理職〕

- ・ 環境問題の現状・動向、環境への取組の意義、重要性
- ・ 環境マネジメントシステムの基本的な仕組み
- ・ 組織共通の環境目標の内容
- ・ 責任者としての役割、責任

## ○特定の業務に従事するために必要なもの

〔法規制に関連する業務の担当者〕

- ・ 法規制の詳細、遵守手順
- ・ 必要な資格、能力（資格の例：公害防止管理者、エネルギー管理士、特別管理産業廃棄物管理責任者、危険物取扱者等）

〔環境に大きな影響を及ぼす活動に従事している者〕

- 例：排水処理担当者：排水処理手順、遵守すべき基準等
- 焼却炉運転担当者：運転手順書、遵守すべき基準等
- 緊急事態への対応者：緊急事態対応手順等

## 8. 環境コミュニケーションの実施

組織内において、環境マネジメントシステムに関する内部コミュニケーションを行う。

外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行う。

環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。

## 【解説】

組織における内部コミュニケーションは、環境マネジメントシステムに効果的に取組むための重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境目標及び環境活動計画の進捗状況等の環境マネジメントシステムに関する情報を職員に提供するとともに、職員からの意見を受け付ける等、双方向に情報をやりとりします。

また、地域住民等からの環境に関する苦情や要望を受け付け、これに誠実に対応することが必要です。

環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容、対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、記録しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないように、再発防止策を講じます。

環境への取組状況の公表等による環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠な要素となっています。広報誌、環境活動レポート等により積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

### \*推奨事項\*

- ・内部コミュニケーションを図るため、朝礼、掲示板、メール等を活用して、環境マネジメントシステムにおける取組や環境に関する情報を伝達する。
- ・施策、事業等における環境への取組に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する。

## 9. 実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。  
環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、運用する。

## 【解説】

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために、必要な取組を適切に実施します。特に、環境負荷の状況から取組の対象とすべき環境負荷及び活動については、取組が確実に実施されるようにします。そのために必要な場合は、実施にあたっての手順等を定め、運用します。

**\*推奨事項\***

- ・ 手順を定める場合は、実施にあたっての要件として、守るべき基準等を定める。
- ・ 規制遵守のために自主管理値等を定めて管理する。
- ・ 環境関連法規を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の頻度、方法、担当者等を定める。
- ・ 庁内常駐の業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する。
- ・ 請負業者や指定管理者については、契約時に、取組にあたって必要な事項を盛り込む。
- ・ 物品調達や委託先の選定等においても、事業者の環境への取組状況を考慮する。

## 10. 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的にその対応手順を確認する。

事故や緊急事態の発生後及び対応手順の確認後に、必要に応じて、手順等を見直す。

### 【解説】

事故や天災等により、貯蔵タンクが破損し油が流出する、化学物質が飛散する等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

特に、有害物質（PCB、アスベスト、産業廃棄物、薬品等）の管理及び処理等にあっては、リスク管理の観点から、一事業者としてその管理を徹底し、リスクの低減に努め、法規制遵守を確実にすることが必要です。

併せて、環境リスクの原因となる施設等の管理担当者に、リスクの要因や関連する法的要求事項等への認識を徹底させ、環境リスクの低減を図る必要があります。

また、予め想定した緊急事態への対応の手順が有効であるかどうか、例えば環境への影響が最小限に食い止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡先の確認等、可能な範囲で定期的に確認するとともに、対応がスムーズに行えるよう訓練を実施します。

さらに、緊急事態の発生後や訓練の後、必要に応じて、対応の手順などを見直します。

## 1 1. 環境関連文書等の作成・管理

環境マネジメントシステムの取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。

環境マネジメントシステムの取組状況などは、実質的に確認できるよう、必要な文書等を管理する。

### 【解説】

県機関全体の統制のとれた活動を推進するための要素として、環境マネジメントシステムを構築・運用するための手順を取りまとめます。

その他、環境マネジメントシステムの取組に必要な文書等には、以下のものがあります。

#### [関連文書の例]

- ・環境方針
- ・環境目標及び環境活動計画
- ・環境関連法規に関する文書
- ・実施体制図
- ・各取組に必要な場合の手順書
- ・緊急事態における対応の手順
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・内部監査の実施結果
- ・環境活動レポート（全体の取組状況の取りまとめ）

#### \*推奨事項\*

作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。

- ・施設等の運用で業務を委託している場合は、委託先が作成している運転手順や監視手順等も、その重要度による同様の管理をする。
- ・マニュアルや手順書等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは破棄するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直して最新のものとする。
- ・記録は、保存期間を決め、分かりやすく整理して保管する。

### ～取組状況の確認及び評価（Check）～

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用状況を適切な頻度で確認（監視・測定）し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防処置を実施します。

また、環境目標が達成できない場合（あるいは達成が難しいと想定される場合）は、

その原因を調査分析し、環境目標や環境活動計画の見直しを含む対応策を検討し、実施することが必要です。環境目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

## 1 2. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境マネジメントシステムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。

環境関連法規の遵守状況を定期的に確認する。

環境目標の達成、環境活動計画の実施、環境マネジメントシステムの運用状況及び環境関連法規の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

内部環境監査を実施し、取組の実施状況及びシステムの運用状況を確認する。

※取組状況の確認及び評価を客観的に実施するため、環境マネジメントシステム全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境マネジメントシステムが本ガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、環境活動計画が適切に実施され環境への取組及びシステムが継続的に改善されているか等を中立的立場から監査の上評価し、その結果を取りまとめます。

### 【解説】

#### <確認（監視・測定）及び評価>

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、システムの運用状況及び環境関連法規の遵守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）のうえ、評価します。

環境目標の達成状況の確認及び評価にあたっては、目標期間終了時点での達成を確実にするために、自らが設定した半年または四半期等途中段階における達成状況を適切に判断するための目安（指標）を設定しておく必要があります。

目安（指標）は、取組をはじめて半年または四半期が経過した時点で、このまま取組を継続した場合、期間終了時点で環境目標の達成が可能か、未達成かを判断する基準となるものです。そして、確認及び評価の結果、判断基準よりも達成状況が下回った場合は、是正処置（対応策）を実施します。

環境活動計画の実施状況については、計画に沿った取組が、定められた責任・役割のもと、スケジュールどおりに実施しているか、EMSの運用状況については、

本ガイドラインで規定する要求事項を満たしているか、自らが決めたルールのとおりに取り組がなされているか、システム自体が有効に機能しているか等について確認及び評価を行います。

環境関連法規については、届出の有無、測定の実施状況（時期、頻度等）、規準値の遵守状況等を確認し、過去の実績も踏まえて、現状の取組のままで今後も遵法性を保つことができるかどうかについても確認します。

確認及び評価は定期的に行い、確認であれば、毎月、半期ごと等、評価であれば、半期ごと、年度ごと等、それぞれの内容、特性に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認及び評価にあたっては、担当者が確認し、その結果を責任者へ報告し、責任者は評価したうえで必要に応じて適切な対応策を講じます。そのために、結果の報告手順として、推進担当者から所属の責任者、さらに主管部署や推進事務局、環境マネジメントシステムの実行責任者である環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告し、評価するかを定めておきます。

評価は定性的なものでもよく、事務事業評価や環境基本計画の進捗管理等と連動する仕組みが有効です。

### ＜問題の是正及び予防＞

確認及び評価の結果、環境目標の達成状況、環境活動計画の進捗状況、環境マネジメントシステムの運用状況及び環境関連法規の遵守状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。

是正処置及び予防処置の実施にあたっては、起きてしまった問題そのものよりも、問題が起きた原因（起きることが想定される原因）を究明することが重要です。

例えば原因は、作業手順が明確でない（手順書がない）ことによるのか、測定器具の不具合（定期的な校正を行っていない）によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていない（教育・訓練がなされていない）ためか、そもそも環境目標や環境活動計画に無理があったためか等、原因を明確にして、作業手順を見直す、教育・訓練を実施するまたは環境目標や計画を見直す等の再発防止策を講ずる必要があります。

是正処置の結果については、その有効性について確認を行い、継続的改善につなげていきます。

また、ある部署で発生した問題の状況等を、関連する他の部署にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。

## ～全体の評価と見直し（Action）～

代表者は、環境マネジメントの視点に立って、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施結果及びEMSの運用状況等、システム全体の取組結果について評価を行います。さらに、PDCAの次のサイクルに向けて、EMS及び環境への取組の継続的改善を図るため、改善、変更等に関する必要な指示を行います。

### 13. 取組の総括、全体の評価・見直し

経営層による環境マネジメントシステム全体の取組状況の評価・見直しの機会を設け、PDCAサイクルによるシステムの継続的改善を図る。

外部有識者から、内部環境監査結果及びシステムの運用状況等について提言を受け、取組の継続的改善に繋げる。

#### 【解説】

代表者（知事）は、システム全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境マネジメントシステムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているか等について、経営的観点からの評価・見直しの機会を設けます。見直しにあたっては、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施及び運用結果、環境関連法規の遵守状況等について確認します。

県は、取組の対象となる組織が大きいため、施設毎又は部局毎に見直しを行うことも有効です。

代表者（知事）は取組状況を確認し、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境マネジメントシステム等について、これらを変更する必要性を判断し、必要がある場合は、変更に必要な具体的な指示を環境管理責任者及び関係者に行います。

また、システムの透明性、実効性を高めるため、内部監査結果やシステムの運用状況などについて、第三者による客観的なチェックとして、外部有識者から提言を受け、外部監査的效果を確保します。